年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

福井国民年金 事案 305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から57年3月まで

② 昭和58年2月から同年3月まで

③ 昭和54年4月から59年12月まで

私は、A社を昭和 54 年2月に退職した後、すぐにB市役所で国民年 金加入手続を行った。

私の預金通帳を見ると、昭和 54 年 6 月以降、国民年金保険料が引き落とされていることが記載されており、申立期間①及び②が未納期間となっていることに納得できない。

また、申立期間③について、私の国民年金手帳記号番号については、昭和59年11月5日に、B市役所から付記を誤っていたので、別の同手帳記号番号に訂正したとの通知があった。私名義の口座からは54年6月以降59年12月まで、3か月ごとに3人分の保険料が引き落とされているが、二つの同手帳記号番号で、二重に引き落とされていたことによるものなので、重複して納付した保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であるとともに、申立人の当初の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月27日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、昭和57年度以降の国民年金加入期間ついて、申立期間前後を含め、全ての保険料を現年度納付している。また、申立期間②当時、B市においては、3か月分ごとの納付方法であり、申立人は、上記のとおり、申立期間前後を含め、全ての保険料を現年

度納付していることから、申立期間②に係る2か月分のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間②当時及びその前後において、申立人の住所に変更は 無いことが確認でき、職業に変更も無かったとしていることから、申立人 の生活状況には大きな変化が無かったものと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 54 年 2 月に勤務先を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は口座振替により納付していたと供述し、同年 6 月 26 日から 59 年 11 月 26 日まで(昭和 56 年 6 月 26 日及び 59 年 8 月 27 日を除く)、3 人分の保険料が口座振替されている申立人名義の預金通帳を提出している。

しかしながら、上記のとおり、申立人の当初の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月27日に払い出され、54年2月26日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、公的年金に未加入の期間であった44年12月31日から45年3月19日までの期間及び51年12月31日から52年11月1日までの期間が、国民年金被保険者期間として追加されていることがオンライン記録により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記払出日を前提に納付方法を見ると、申立期間①のうち、昭和54年4月から55年3月までの保険料については、時効により納付できず、同年4月から57年3月までの保険料については、過年度分であることから、申立人が主張する口座振替では納付することはできず、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるが、申立人からは、当該納付方法により保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、上記預金通帳に記載された3人分の保険料の口座振替について、当時、義父母は、仕事の都合で県外を転々とし、生計は全く別であったので、その国民年金保険料を申立人名義の預金口座から振替することはなく、申立人の二重納付及び申立人の妻に係る保険料であると主張しているが、i) オンライン記録において、昭和59年7月から同年9月までの保険料収納日を見ると、申立人は同年9月19日であるが、その妻及び義母は同年8月27日であり、預金通帳においては、同日付けで二人分の国民年金保険料が振替されていることが確認できること、ii)59年11月26日(同年10月から同年12月までの保険料の振替日)に、二人の3か月分に係る保険料額と、一人の2か月分に係る保険料額が分けて振替されているところ、申立人の義母は、60歳に到達した同年12月分の保険料は徴収されないことから、当該一人分の振替については義母の同年10月及び同年11月の保険料である可能性が高いこと、iii)オンライン記録で確認できる申立人の妻及び義母の納付日が一致していること、iv)申立人の義父母は、昭和50年10月14日以降、申立人と同じ住所であること

が確認できる上、申立人の妻及び義父に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも「C」という組合名が記載されており、口座振替手続前には、同一世帯として集金が行われていた可能性が高いこと、及びv)前述のとおり申立期間①は、申立人の保険料を口座振替により納付できない期間であり、申立人に係る保険料の振替であるとは考え難いことを考え合わせると、口座振替された3人分の保険料については、申立人の妻及び義父母に係るものと考えるのが自然である。

申立期間③について、上記のとおり、申立人は3人分の国民年金保険料が口座振替されている申立人名義の預金通帳を提出し、国民年金手帳記号番号が二つ払い出されていることにより、自らの保険料が二重徴収されているとしている。

しかしながら、前述のとおり、申立人の当初の国民年金手帳記号番号払出日を前提に納付方法を見ると、申立期間③のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料については、時効により納付できず、同年 4 月から 57 年 3 月までの保険料については、過年度分であることから、申立人が主張する口座振替では納付することはできず、かつ、上記のとおり口座振替された 3 人分の国民年金保険料については、申立人の妻及び義父母に係る保険料納付が含まれているものと考えられる。

また、申立人から提出されたB市D課からの事務連絡「国民年金記号番号訂正について(お知らせ)」(昭和 59 年 11 月 5 日付け)を見ると、「年金手帳、納付書を下記の年金番号に訂正して再発行させていただきました。(中略)記号番号***52 (誤)を記号番号***13 (正)に訂正」と記載されているところ、申立人の所持する最初の年金手帳(***52)と新しく払い出された年金手帳(***13)の「国民年金の記録(1)」欄に記載された資格記録は、全て一致しており、正しく転記されていることが確認できる上、このことはB市の国民年金被保険者名簿及び当時のオンライン記録と一致していることから、申立人の新しく払い出された国民年金手帳記号番号への訂正(重複取消)処理は、適正に行われていると認められる。

さらに、申立人の訂正後の国民年金手帳記号番号は、昭和59年12月4日に払い出されているところ、上記事務連絡の発出日及び同手帳記号番号払出日を前提に納付方法を見ても、申立期間③のうち、54年4月から57年9月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から59年3月までの期間については、過年度の保険料であることから、申立人が主張する口座振替では納付することはできず、申立人の国民年金保険料が二重に口座振替されていたとは考え難い。

加えて、オンライン記録において、申立人の新しい国民年金手帳記号番

号払出日の翌日付けで、昭和 57 年4月から 58 年1月まで及び 58 年4月から 59 年3月までの納付記録が追加処理されていることが確認できるものの、その他の期間について、保険料が納付された記録は無く、このことはB市の国民年金被保険者名簿の納付記録とも一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、申立人に払い出された二つの国民年金手帳記号番号のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年2月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井厚生年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。私は、申立期間に係る支払明細書及び預金通帳等を廃棄しており、当時の資料は何も保存していないが、当該期間の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る申立期間の賞与の振込額が確認できる資料及びB健康保険組合が保管するA社に係る申立人の記録から、申立人は、平成15年4月30日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

福井厚生年金 事案 573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。私は、申立期間に係る支払明細書を保管していないが、当該賞与等が振り込まれた預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の賞与の振込額が確認できる資料及びB健康保険組合が保管するA社に係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4月 30 日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(10 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。